

川越市

令和7年度障害福祉サービス における留意事項について

障害者福祉課 計画担当

目次

・新規指定(サービス追加)に関して	3
・変更届について	6
・定員の変更について	9
・人員配置について	10
・サービス管理責任者の要件及びOJT期間短縮について	11
・同行援護・行動援護の実務経験証明書について	12
・相談支援専門員の資格要件について	13
・廃止・休止に関して	14
・第三者評価について	15
・事業所の運営について	16
・その他	18
・お問い合わせ	19

新規指定(サービス追加)に関して

新たに事業所を開設（またはサービスを追加）する場合の主な流れです。

必ず余裕をもってご相談ください。

① 事業開始予定日約3か月前:事前相談【来庁】

② 事業開始予定日約2か月前:書類仮提出

揃っている書類を**フラットファイルに綴って提出。**未提出の書類は提出予定を確認します。

※基準上の必要人員が揃っていない場合は受付しないことがあります。

③ 事業開始予定日前月10日まで:申請書提出期限**(厳守)**

②で提出した書類の補正等を行い、不備のない申請書類を提出する締め切り日。

※この日程を過ぎたものは受け付けできません。指定日が1か月以上遅れます。

④ 事業開始直前:現地調査(居宅・相談支援以外は必須)

新規指定(サービス追加)に関して

他法遵守の確認表(参考様式10)について

新規指定またはサービス追加の際は必ず**物件等の契約前に**他法遵守の確認表に記載されている関係課に確認してください。

※同じ建物内でサービスを追加する場合も確認が必要です。

他法の要件を満たしていない場合や指導事項に対応していない場合は、人員や設備が指定基準を満たしていても指定できません。

また、障害者福祉課では他法の内容に関する要件確認や指導等はできませんので、必ず所管課に確認いただきますよう、お願いいたします。

新規指定(サービス追加)に関して

その他

- ・ 指定基準をご確認いただき、必要人員を確保してください。

仮申請時に必要人員が確保されていることが確認できない場合やサービス管理責任者等の資格要件が確認できない場合は申請を受け付けないことがあります。

仮申請時には必ず勤務形態一覧表の従業員氏名が入った状態でご提出下さい。

- ・ 仮申請時に建物関係書類(検査済証等)や他法遵守の確認表の提出がない場合、指定希望日での指定ができないことがあります。

変更届について

昨年度、変更届について、以下の事例が**多く**見られました。

- ・ 提出を失念している（特に管理者・サービス管理責任者の不在）
- ・ 体制届と混同している
- ・ **変更届に不備(不足書類等)がある**

従業員の資格要件や人員配置要件を満たしていない場合、**減算や行政処分等の対象になる可能性**がございます。

変更が生じた場合、速やかに変更届の届出を行ってください。

また、変更届提出時に不足書類がないか**必ず提出確認表で確認**して提出してください。

変更届について

昨年度変更届でよくあった不備

- ・ 資格が必要な従業員の資格証が添付されていない
- ・ 実務経験証明書がコピーやデータのみで原本や原本証明されたものではない
- ・ 実務経験証明書の内容が相談支援や直接支援ではない
(実務内容が管理者やサービス管理責任者では上記の内容とは認められません。)
- ・ 付表等変更届時に必要な書類が添付されていない

提出確認表で必要書類は確認の上、ご提出下さい。

なお、提出書類に不備があった際には事業所に連絡いたします。

連絡が取れない又は連絡から2週間以上修正のご対応いただけない場合、**変更届出書を返送すること**がございます。

変更届について

変更届 (計画担当)	体制届 (障害給付担当)
管理者・サービス提供責任者・サービス管理責任者等の人員、事業所所在地の変更・定員変更・人員変更 など 設備・人員・運営基準に関するもの	サービス費の請求、従業者の加配による加算、処遇改善等に関するもの
メールまたは郵送で提出	電子申請で提出

※変更届で提出すべき事項は、変更届として提出してください。
体制届のみの提出や電子申請で変更届を提出した場合、変更できません。

定員の変更について

●定員を増やす

定員を増やす場合、人員や設備を改めて確認する必要があります。

定員変更3か月前にはご相談ください。

●定員を減らす

定員を減らす場合、運営規程の変更が必要です。

必要書類を揃えたうえで変更届をご提出下さい。

※体制届が変更になる場合は、前月 1 5 日までに体制届もご提出下さい。

人員配置について

近年、事業所において、サービス管理責任者や直接支援の職員を
人員配置基準を満たした状態で配置できない事例が相次いで報告されております。

人員配置基準を満たさない状態となった場合は、

速やかに障害者福祉課まで状況をご報告いただきますようお願いいたします。

特に、サービス管理責任者については、事業所の責に帰さない理由による欠如であれば、
申請により1年間のみなし配置が可能となる場合がございますので、必ずご連絡ください。
(みなし配置がない場合、欠如の減算等、複数の減算がかかる可能性がございます。)

サービス管理責任者の要件及びOJT期間短縮について

◎サービス管理責任者の配置には、「**実務経験**」+「**更新研修もしくは実践研修の修了**」が必要です。

・実務経験証明書(参考様式3-1)

1年は実勤務日数180日以上。

実務内容は相談支援または直接支援に従事していたことが分かるように記載してください。

※実務内容が管理者やサービス管理責任者の内容だけではサービス管理責任者の実務経験として認められません

◎サービス管理責任者等実践研修におけるOJT期間短縮について

この適用にあたっては**本市へ届出をしていただくことが要件**となっております。

制度の適用を受ける場合、事前に障害者福祉課へご連絡の上、必ず要件をご確認いただき、

①「サービス管理責任者についての変更届等(OJT期間短縮適用者)」

(※実務経験証明書等の添付も必要です。)

②「**県指定の様式**」を配置後10日以内に必ずご提出いただきますようお願いいたします。

(参考)埼玉県ホームページ「埼玉県サービス管理責任者等実践研修」→研修制度の改正について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/kensyu/sabikan-jissen.html>

同行援護・行動援護の実務経験証明書について

◎同行援護・行動援護の従業者等には、「サービスごとに必要な資格または研修修了書」のほかに
実務経験証明書が必要です。

- ・実務経験証明書(参考様式7)

1 年は実勤務日数 1 8 0 日以上。

実務内容は以下の内容がわかるように記載してください。

- ◀同行援護▶

視覚障害児者の介護に従事した日数期間

- ◀行動援護▶

知的障害児者又は精神障害児者の介護に従事した日数期間

相談支援専門員の資格要件について

相談支援専門員として従事するにあたっては、以下の要件が必要です。

- ・資格に応じた実務経験
(障害者の医療・福祉等の分野における直接支援・相談支援の業務)

+

- ・相談支援従事者初任者研修の修了
もしくは
- ・相談支援従事者現任者研修 または 主任相談支援員研修
(※5年ごとにどちらかの研修を修了している必要有)

必要な実務経験年数等については以下のページに資料がございます。

○埼玉県ホームページ「埼玉県相談支援従事者初任者研修」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/sodan-syoninsyakensyu.html>

廃止・休止に関して

廃止・休止の連絡を廃止（または休止）予定日直前にする事業所が増えております。

事業所を廃止・休止する場合は下記の点ご注意ください。

- ①廃止・休止をする予定日の**3か月以上前に**障害者福祉課へご相談下さい。
- ②**廃止・休止予定日の1か月前**（9月末に廃止の場合は、8月末）までに**書類をご提出**下さい。
（期限厳守）

※上記期限を過ぎたものは受け付けいたしません。

- ③**利用者がいる場合は、必ず引継ぎを済ませて下さい。**

利用者の引継ぎ名簿もご提出いただきます。

※利用者の引継ぎがされていない場合は受け付けできない場合がございます。

○休止中の場合は、指定有効期間までに事業を再開しない場合、指定更新ができません。

第三者評価について

第三者評価とは、「福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から」評価を行うものです。

社会福祉法に基づき、障害福祉サービス等事業を含む社会福祉事業者は、良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされております。

各事業所におかれましては、福祉サービスの質の向上のため、第三者評価の導入をご検討ください。

◎資料【埼玉県福祉サービス第三者評価のページ／リンク集】

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/910-20091208-48.html>

事業所の運営について

近年においても、行政指導（勧告等）や行政処分（指定取消等）が執行されております。

指定基準を理解せず事業を行っている場合、指定基準違反となる等、行政処分の対象となる可能性があります。行政処分を受けると、基準違反や不正請求等により、指定取消となる場合があります、利用者の方も不利益を受けることになってしまいます。

事業者自身で各基準について改めて確認し、適切な事業所運営をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

（近年の行政処分の内容例）

利用者に対して、実際は従業者 1 名のみで支援したにもかかわらず、従業者 2 名による支援を行ったとしてサービス提供記録の改ざんを行い、不正に介護給付費を請求した。

事業所の運営について

厚生労働省ホームページに資料が掲載されています。事業所運営の際にご活用ください。

●介護施設・事業所における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

●意思決定支援に係るガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00026.html

●障害者虐待の防止と対応の手引き(身体拘束適正化等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

その他

・提出書類の誤りについて

新規指定時や変更届、廃止届においても誤りが散見されております。
事業所名、事業所番号や文字の重複等、提出前に入力内容を確認してください。

・情報公表システム(ワムネット)について

情報公表システム（ワムネット）はサービスごとに入力が必要です。
また、**毎年度5月～7月末までに情報の更新**が必要です。

・施設、事業所メールアドレスについて

自治体からの通知や各団体からの研修案内等をメールで送付しております。
メールアドレスの変更がありましたら障害者福祉課までメールにてご連絡下さい。
また、**市からのメールはこまめに確認**していただきますよう、お願いします。

お問い合わせ

〒350－8601川越市元町1－3－1

川越市 福祉部 障害者福祉課 計画担当

TEL: 049－224－6307(直通)

E-mail: shogaisha●city.kawagoe.lg.jp ※●を@に変えて送付してください。

事業所の指定、指定変更、人員基準や設備基準等のお問い合わせ

上記に関する書類の提出

※加算や処遇改善は障害給付担当です。